

石巻市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成31年3月26日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 安倍太郎

- 1 監査対象部課等 健康部
健康推進課、夜間急患センター、保険年金課、介護保険課、
包括ケア推進室及び健康部所管の行政機関
- 2 監査期間 平成31年1月11日から同年3月26日まで
- 3 監査対象範囲 平成30年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成30年11月30日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成30年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、
事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。